

村民の皆様へ

道路の除雪作業にご協力ください！

村では、冬期間における安心・安全で円滑な道路交通を確保するため、迅速な除雪作業の実施に努めておりますが、そのためには村民のみなさんのご協力が必要です。

除排雪による効果を高め、また、道路交通や除排雪作業の安全を確保するため、次のことにご理解とご協力をお願いします。



1. 車道に雪を出さないでください

車道や歩道へ雪を出してしまうと道路を狭くしたり、デコボコにしたりして、交通事故や交通障害の原因となり大変危険ですので、車道への雪だしはやめましょう。



2. 路上駐車禁止

路上駐車は、道路除雪作業に支障をきたすばかりでなく、交通事故となる恐れもあります。村内、地区で互いに注意し、路上駐車をなくしましょう。



3. 流雪溝の利用後は蓋を閉めてください

流雪溝の利用後に蓋を開けておくと人が転落したり、除雪車で損傷させたりなど重大事故につながる恐れがありますので必ず蓋を閉めてください。

4. 道路除雪作業へのご理解とご協力をお願いします

通勤・通学の時間帯までに車道や歩道の除雪を完了させるために、早朝の作業が多くなりますのでご理解願います。また、除雪車がセンターラインを超えて行なう作業や、作業内容により片側通行や迂回をお願いする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

5.道路除雪による住宅などの入り口部分の雪処理にご協力ください

みなさんの玄関や車庫の前に、どうしても雪が残ってしまうことがあります。一軒一軒の出入口の確保や、各家庭に合わせた道路除雪作業はできません。ご自宅の出入口の除雪は皆さんで行っていただくようご協力をお願いします。

「せっかく家の前を雪かきしたのに、除雪車が雪を置いていった」という電話が毎年のように寄せられます。除雪機械の構造や限られた時間内での作業となるため、各家庭での雪かきの状況に合わせた道路除雪を行うことはできないことをご理解願います。

6.除雪に関する要望は区長へお願いします。

村道除雪に関する要望は、除雪作業員へ直接お願いせず、各行政区長へご相談ください。



7.除雪車の周りに近づかないでください

作業中の除雪車に近づくことは危険です。特に小さなお子さんのいらっしゃるご家庭はご注意ください。



8.道路に飛び出た枝や屋根の雪などの撤去にご協力ください

道路に飛び出た枝につもった雪や屋根の雪などが歩道や車道上に落下した場合、歩行者や自動車に重大な被害が出るおそれがありますので、木の持ち主は枝の剪定、早めの屋根の雪おろしなどの管理をお願いします。



- 除雪車が通った直後は、気象条件等により大変滑りやすくなる場合がありますので、通行には十分注意してください。
- 凍結など路面状況に応じ、坂道などに塩化カルシウムや砂を散布していますが、急激な気象の変化に対応できない場合もありますので、常に安全運転に心がけてください。
- 降雪量や時間帯により除雪作業の進み具合も変わり、皆さんが満足するような対応ができない場合もあります。

◎問い合わせ

【村道等の除雪】

北塩原村役場建設課

TEL 0241 (23) -3261

【国道・県道等の除雪】北山・大塩地区 福島県喜多方建設事務所

TEL 0241 (24) -5720

桧原・裏磐梯地区

猪苗代土木事務所

TEL 0242 (62) -3102

